

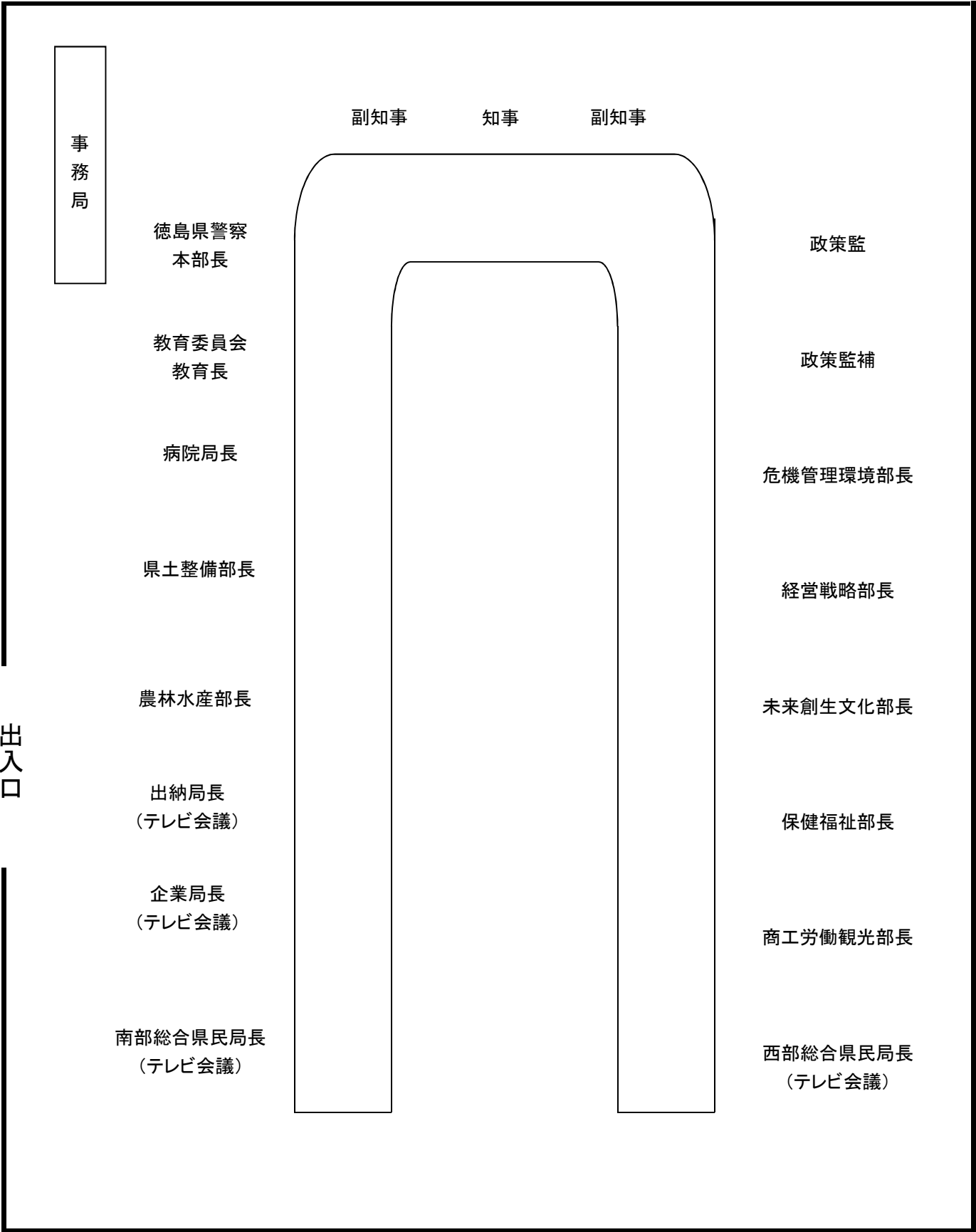
第 45 回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時：令和 3 年 4 月 1 2 日（月）
午前 9 時 1 5 分から
場 所：県庁 3 階 特別会議室

◎協議事項

「とくしまアラート」を含む感染防止対策について

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



令和 3 年 4 月 12 日
保 健 福 祉 部

1 県内の感染状況について

○ 新規感染者・クラスターの発生

- ・ 4 月の感染者数は、11 日時点で 147 名（過去 2 番目）。
- ・ 直近 1 週間（4 月 4 日～10 日）の新規感染者数は 107 名（4 月 6 日から 6 日連続で過去最高を更新）。
- ・ 4 月に入り県内では 4 件のクラスター が発生（累計 18 件）。

< 月別感染者数の推移 >

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計
R 2	—	1	2	2	—	1	20	107	15	16	17	18	199
R 3	187	66	94	147※									494

※ R 3. 4 月は 11 日現在

○ 「変異株」の状況

- ・ 12 月 25 日～4 月 5 日までの陽性件数 398 件のうち、「193 件」に県・変異株スクリーニング検査（48.5%）を実施し、「68 件」の疑い事例（35.2%）が判明。
- ・ 県・スクリーニング検査で疑い事例と判明した「68 件」について、国・感染研でゲノム解析を実施したところ、「17 件」が「英国型の変異株」と確定。
- ・ 国・感染研によれば、英国株は従来株よりも感染しやすい可能性（実効再生産数は従来株の 1.32 倍と推定）が報告。

○ 感染事例における特徴

- ・ 4 月以降、「飲食の場」を中心とした感染事例が多数発生。
- ・ 保健所の積極的疫学調査により、複数の関係者が互いに行き来することにより 複数の飲食店で重層的に感染が広がった事例（総勢 11 名）を確認。

2 ワクチン接種（医療従事者等向け）の状況について

- ・ 4 月 7 日時点で、医療従事者等向けの優先接種用として、20 箱・19,500 回分が到着し、延べ 12,980 回接種済み。これにより 4,344 人が接種完了。

3 とくしまアラートに係る指標について（4 月 11 日時点）

感染の状況			医療提供体制の負荷				監視体制	
①直近1週間 (4/4～4/10)の 新規報告者数	②先週(3/28～ 4/3)の新規報告 者数との比較	③感染経路 不明割合	④病床のひっ迫具合			⑤療養者数	検査件数	⑥陽性率
			病床全体	うち重症者用	(参考) 宿泊療養施設 稼働率			
107人 うち、60歳以上 (49人)	先週より 多い ※先週 69人 (25人)	11.2% (12/107)	(対最大確保数) 53.5% (107/200) (対現時点確保数) 53.5% (107/200)	(対最大確保数) 12% (3/25) (対現時点確保数) 12% (3/25)	27% (57/210)	164人 (入院:107人 宿泊療養:57人)	1,668件 ※先週の 検査件数1,838件	6.4% (107/1,668)



とくしまアラートの発動基準について

本県において、感染拡大の傾向が見られる場合、対応する基準を明確にするため「とくしまアラート」として、以下の区分を作成しました。なお、国から新たな基準が示された場合は、改定を検討します。

		感染観察		感染拡大注意		特定警戒		
		注意	強化	漸増	急増			
			ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ	ステージⅣ		
政府分科会におけるカテゴリ			感染者の散発的発生及び医療提供に特段の支障がない段階	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるため対応が必要な段階	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階		
基本方針		早期発見・封じ込めで感染拡大防止を図る		必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	特措法第24条9項によるさらなる感染拡大防止を図る	国の特定都道府県の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する		
発動基準	感染の状況	新規報告者数（／週）	5人以上	10人以上	30人以上	100人以上	170人以上	
		直近1週間と先週1週間の比較	—	直近1週間が先週1週間より多い				
		感染経路不明割合（／週）	—	50%				
	医療提供体制の負荷	病床全体	—	—	最大確保病床の占有率 1／5以上 現時点の確保病床数の占有率 1／4以上		最大確保病床の占有率 1／2以上	
		うち重症者病床	—	—	最大確保病床の占有率 1／5以上 現時点の確保病床数の占有率 1／4以上		最大確保病床の占有率 1／2以上	
		療養者数	—	—	—	100人以上	170人以上	
	体制監視	PCR陽性率	—	—	—	10%		
解除の判断基準		—	発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断					
		ステージに関わらず講ずべき措置		「感染観察強化」に加え講ずべき措置		「感染拡大注意急増」に加え講ずべき措置		
共通事項		「とくしまスマートライフ宣言！」		「新しい生活様式」の定着、「感染拡大予防ガイドライン」の実践、「業界団体による「ガイドライン実践店」の認定」の普及促進				
事業者		基本的な感染予防の徹底（3密回避等） ・ガイドラインを適宜見直し、遵守を徹底。遵守が不十分な場合の休業要請も考慮 ・テレワーク等の推進		・COCOA及び「とくしまコロナお知らせシステム」の更なる周知及び普及促進の更なる強化 ・リスクの高い場所への積極的な介入・指導の継続強化（検査の強い要請など、クラスターが発生した店舗等への対策強化） ・テレワーク等の更なる推進		・感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き施設の使用制限 ・人が集中する観光地の施設や公共施設の人数制限や閉鎖等 ・イベントは原則、開催自粛。集会における人数制限 ・生活圏での感染があれば学校の休校等も検討 ・テレワーク等の強力な推進をはじめ職場への出勤をできるだけ回避		
個人		基本的な感染予防の徹底（3密回避等） ・3密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底に向けた注意喚起 ⇒感染者の多い「若年層」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた効果的な情報発信 感染拡大防止の主力として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることにつながるというメッセージ ・COCOA及び「とくしまコロナお知らせシステム」の普及促進		ターゲット毎に適切なメディアを通した分かりやすいメッセージの発信 ・重症化しやすい人（高齢者など）：3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨 ・中年：職場での感染予防徹底、宴会等における注意喚起 ・若者：クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等における注意喚起 ・医療従事者・介護労働者：リスクの高い場所に行かない		・夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の要請 ・飲食店における人数制限 ・若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底		
国・県		○集団感染（クラスター）の早期封じ込め ・徹底した院内・施設内などの集団感染の未然防止と早期検知 ・陽性者の入院等の迅速な対応 ・接触者の調査と合理的な対応 ・クラブ等の接待を伴う飲食店などクラスターの発生した周辺地域・関連業種での迅速な実態把握と対策の促進 ⇒場合により様々な積極的介入方策（営業時間短縮や休業の要請等）を検討 ○保健所の業務支援と医療体制の強化 ・人材や物資（ＰＰＥなど）の確保 ・効率的な業務執行への支援 ・宿泊療養施設、入院患者受入病床の拡充 ○水際対策の適切な実施 ○人権への配慮、社会課題への対応等 ○対策を実効性のあるものとしていくための制度的仕組みや効率的な財源の活用について検討		○保健所の業務支援 ・クラスター対策の重点化・効率化 ・保健所への人材の派遣・広域調整 ・保健所負担の更なる軽減 ○医療提供体制及び公衆衛生体制の整備 ・病床、宿泊療養施設の追加確保（公共施設の活用など一歩進んだ取組） ・重症病床をはじめ医療提供体制に関する各種データの積極的公開 ・無症候者、症状別の感染者数の公表 ・臨時的医療施設の準備 ・都道府県境を超えた患者受入れ調整（広域搬送） ・検査時にウイルス量が多い場合や高齢者等の重症化するリスクが高い方を優先的に入院 ・感染が広がっている特定の地域については、医療機関や高齢者施設等において速やかに必要な検査を実施 ・感染が拡大している特定の地域に属する者や関連する集団を対象とした検査を実施 ○水際対策 ・水際対策の適切な実施を継続		○医療提供体制及び公衆衛生体制の整備 検査時にウイルス量が多い場合や高齢者等の重症化するリスクが高い方を優先的に入院（自宅療養の対象となる者の明確化を通じ、宿泊療養により難しい場合における、軽症・無症候者で重症化リスクの低い方への自宅療養の適切な実施）		
県立学校		（共通スタンス）個々具体的なケースや感染状況に応じ、国からの通達等に基づき、「県対策本部会議」の協議や要請等に基づき、「学校でクラスターを発生させない」との方針のもと、適切に判断（※3）		生活圏での感染があれば臨時休業等も検討し、適切に判断		行動変容に対する県民の理解を得るための積極的なリスクコミュニケーションの実施		
その他の重要事項		○合理的な感染症対策のための迅速なリスク評価 リスク評価に基づき、効果的なリソースの配分を行い、優先順位をつけて対策を迅速に実施		リスクコミュニケーションの観点から、県民に説得力のある状況分析とともに、現場における対話の積み重ねや分かりやすく明確なメッセージの発信				

※1 各ステージへの移行の判断や措置の実施の要否については、一つひとつの指標をもって機械的に判断するのではなく、上記の指標、クラスターの発生状況等を総合的に判断して、感染の状況に応じ積極的かつ機動的に対策を講じていく。

※2 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」参照

※3 学校内で感染が発生した場合には、当該校は直ちに臨時休業を実施

とくしま
アラート

感染拡大注意 漸増

！ 県内で感染者が増加中です！

- ✓ 変異株による感染スピードの加速に注意してください
- ✓ 10代・20代の感染者の割合が増加しています
- ✓ 都道府県境をまたぐ移動による感染拡大を起こさないようにしましょう
- ✓ 医療機関、飲食店、カラオケ店等で高齢者のクラスターが複数発生しています
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別は絶対にやめましょう

！ 飲食店における営業時間短縮のお願い！

期間 4月16日(金)から
5月5日(水)まで

内容 飲食店では以下の営業時間短縮をお願いします
午前5時から午後9時まで
※酒類提供は午後8時まで
※特別措置法第24条第9項に基づく協力要請

県民の皆様へのお願い

1 まん延防止等重点措置区域への不要不急の往来を自粛してください

5月5日まで

宮城県 仙台市 京都府 京都市 大阪府 大阪市
兵庫県 神戸市 西宮市 沖縄県 那覇市 浦添市 宜野湾市 沖縄市 豊見城市
尼崎市 芦屋市 うるま市 名護市 糸満市 南城市

5月11日まで

東京都 23区 武蔵野市 立川市
八王子市 町田市 調布市 府中市

2 緊急事態宣言が解除された区域へ訪問する際は、ホームページ等で情報を確認し、当該都府県の要請に沿った行動を！

対象区域

栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
※東京都、京都府、大阪府及び兵庫県は「まん延防止等重点措置」区域以外の区域

3 気を引き締めて感染防止対策の徹底をお願いします

- 3密の回避 ● マスク着用 ● 咳エチケット
- 手洗い手指消毒 ● うがい ● 大声を出さない
- 店舗を利用の際は、「ガイドライン実践状況」を確認！
「ガイドライン実践店ステッカー」「スマートライフ宣言」の掲示を確認



ステッカーを確認！

4 発熱などの症状がある場合には、すぐに「かかりつけ医」に相談を！

- 相談できる医療機関がない場合には、「受診・相談センター」へお問い合わせください
▶ 受診・相談センター(24時間) TEL:0570-200-218
- 感染予防などに関するお問い合わせ
▶ 一般電話相談窓口(24時間) TEL:0120-109-410